

藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
次の者を藤沢市スポーツ推進審議会委員に任命する。

2014年(平成26年)5月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

1 氏名等

| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 選出区分 | 新任再任の別 | 備考 |
|-------------------|------|----|-----------|--------|---------------|
| くすと りょうこ 楠戸 亮子 | | | 関係行政機関の職員 | 新任 | 藤沢市立 小学校長会 |

2 任期

2014年(平成26年)5月16日から2015年(平成27年)7月25日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員に欠員が生じたことに伴い、藤沢市スポーツ推進審議会条例第2条及び第3条並びに第4条の規定により補欠の委員を任命する必要による。

参考

スポーツ基本法 拠粹

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

藤沢市スポーツ推進審議会条例 拠粹

(委員の任命)

第2条 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の定数)

第3条 審議会の委員の人数は、12人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。